

平成29年度 第11回庁議要旨

日時：平成29年9月4日（月）
午前9時～午前9時45分
会場：庁議室

[審議事項]

1 株式会社楽天野球団のスポーツ交流活動等に関するパートナー協定締結及びこどもスタジアムの寄附について（復興政策部）

東北のプロ野球球団である株式会社楽天野球団は、野球を中心としたスポーツ交流等で地域の活性化や青少年健全育成を図るため、東北の各市町村とパートナー協定を締結し、活動を行っている。

さらに、平成26年からは、被災地の子どもたちの支援として、「TOHOKU SMILE PROJECT」を設立し、募金活動やチャリティーイベントを行い、こどもスタジアム等を整備し寄附をしている。

そうした中、東日本大震災の最大被災地である本市との協定締結及びこどもスタジアムを整備し寄附する申し出があった。

株式会社楽天野球団と連携し、スポーツ交流を通して、地域の活性化や青少年健全育成を図るもの。

(1) 主な内容

① パートナー協定締結 連携事業(案)

- ・市民のスポーツ活動促進に関すること。
- ・青少年健全育成に向けた取組みに関すること。
- ・少年野球団等を対象とした野球教室や東北楽天野球団主催イベントの実施に関すること。
- ・市民に対する楽天イーグルスのPRに関すること。
- ・東北楽天野球団が実施する試合興行及び地域貢献活動への支援に関すること。
- ・東北楽天野球団と市民との交流活動支援に関すること。

② TOHOKU SMILE PROJECT こどもスタジアム

概要

- ・パートナー協定を締結した市町村に子どもたちが遊べるスペースを寄附する。
- ・寄附、募金活動、チャリティーオークションなどで資金を集める。
- ・1箇所あたり300万円から500万円規模の整備を予定している。
- ・フェンス、バックボード、ベンチ等を設置する。（地面は既存のまま）
- ・整備を行う場所については石巻市が提供する。

③ その他

- ・9月9日（土）に開催する公式戦「がんばろう東北デー」に、本市の子どもたち100名程度招待し、その会場において、石巻市をこどもスタジアム寄附先にすることやそのための募金活動を開始することを公表予定。

(2) 今後の予定

平成29年9月 株式会社楽天野球団公式戦においてこどもスタジアム寄附先と募金活動について公表

平成30年1月以降 パートナー協定締結
こどもスタジアム整備場所について関係課と協議

2 仙台法務局との包括連携協定の締結について（建設部、復興政策部）

法務省による被災3県の震災復興支援事業として、石巻市を対象とした登記所備付地図作成作業の実施について、平成28年12月に仙台法務局より提案された。両者間で協議の結果、準備期間を含めて平成30年度から4か年にわたり実施することが、本年2月に決定され、調査対象地区の選定について協議等を行ってきたところである。

この協議において、仙台法務局から、地図作成作業を契機とし、本市と関連する事務の相互連携の更なる強化を図り、東日本大震災からの復旧・復興と街づくりの推進等に資するため、包括連携協定の申入れを受けたものである。

本市と仙台法務局との相互の連携の更なる強化を図り、もって東日本大震災からの復旧・復興に向けた街づくりの推進等に資するもの。

(1) 主な内容

包括連携に関する協定

① 連携事項

- ア 東日本大震災からの復興に向けた中心市街地の街づくりのための地図整備に関すること。
- イ 大規模災害時における復旧・復興支援に関すること。
- ウ 相互連携による相続登記の促進に関すること。
- エ 住民サービスの向上等に関すること。

② 協定締結期間

締結の日から、本市において登記所備付地図作成作業が終了する平成34年3月末までとするが、それ以降は1年ごとに更新する。

(2) 今後の予定

平成29年9月19日 協定締結式

3 石巻市下水道事業等受益者負担金の減免拡充について（建設部）

東日本大震災により被災した市民への支援策として、防災集団移転促進事業7地区と被災市街地復興土地区画整理事業で造成された新市街地5地区（新蛇田、新蛇田南、新渡波、新渡波西、あけぼのの北）の防災集団移転対象者及び都市計画事業等に係る移転者について、下水道事業受益者負担金を減免しているところである。

準工業地帯に指定されている上釜南部・下釜南部地区は、東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域に指定されており、可住地区と比べ厳しい土地利用の制限がかかっている。

災害危険区域における被災市街地復興土地区画整理事業地の所有者に対し、事業の円滑な推進と事業地の土地利用促進を図るため、下水道事業受益者負担金を減免するもの。

(1) 主な内容

上釜南部・下釜南部復興土地区画整理事業地における下水道事業の受益者負担金を全額減免する。

【拡充する免除対象者】

- ・上釜南部地区及び下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業地内の用地所有者
(個人・法人)

【現在の免除対象者】

- ・防災集団移転促進事業7地区及び新市街地5地区への移転者
- ・都市計画道路整備事業等に係る移転者

(2) 今後の予定

平成29年 9月 災害危険区域の被災市街地復興土地区画整理事業用地等における下水道事業等受益者負担金及び分担金の取扱いを減免とする。

10月 用地所有者へ周知

4 石巻市指定文化財旧観慶丸商店の設置について（教育委員会）

本件については、平成29年7月24日開催の第8回庁議において審議され、承認されているが、平成29年8月17日開催の例規審議会において、市民が利用しやすい料金体系が望ましいとの意見があり、再検討した結果、使用料金等を一部変更することとした。

指定文化財として保存を図りながら、市民の文化芸術の向上に資するための場とすることから、利活用しやすい使用料金に見直すもの。

(1) 主な内容

変更事項

項目	変更前	変更後
名称	石巻市旧観慶丸商店	石巻市指定文化財旧観慶丸商店
使用料金	下記のとおり	

(使用料金 変更前)

時間区分 フロア名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	文化交流スペース	2,000円	2,500円	3,000円

(使用料金 変更後)

区分	1時間当たりの使用料	終日利用の場合の使用料
文化交流スペース	500円	5,000円

(2) 今後の予定

平成29年 9月 市議会第3回定例会に「石巻市指定文化財旧観慶丸商店設置条例」を提案（平成29年11月1日施行予定）

10月 指定管理者を選定

～11月

	1 1 月	再開館 再開館記念イベント開催（常設展示品解説と3階の特別公開）
	1 2 月	市議会第4回定例会に「指定管理者の指定」を提案
平成30年	3 月	指定管理者にかかる基本協定の締結
	4 月	指定管理者による運営を開始

[報告事項]

1 国民健康保険運営の都道府県単位化について（健康部）

増大する医療費、少子高齢化による現役世代の負担増加などを背景として「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に公布された。

このことにより、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担っていくこととなった。

国民健康保険が抱える構造的な課題を解決し、国民皆保険を将来にわたって堅持するもの。

(1) 主な内容

① 国民健康保険運営の在り方の見直し

ア 都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う。

- ・都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金を決定、標準的な算定方法により市町村ごとの標準保険料率を決定する。

- ・市町村は、標準保険料率を参考に保険税率を決定、賦課・徴収し国保事業費納付金を納付する。

イ 都道府県が統一的な運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

ウ 市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。

② 国保改革への国の財政支援の拡充

- ・毎年約3,400億円の財政支援拡充により、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

(2) 今後の予定

平成29年 8月 石巻市国民健康保険税の見直し

～平成30年 1月 （石巻市国民健康保険運営協議会の全4回開催）

平成29年11月 【県】事業費納付金仮算定（仮係数）

1 2 月 【県】宮城県国民健康保険運営方針決定

平成30年 1月 【県】事業費納付金算定（確定計数）、標準保険料率の公表

石巻市国民健康保険税の見直し（石巻市国民健康保険運営協議会答申）

2 月 市議会第1回定例会に石巻市国民健康保険条例及び石巻市国民健康保険税条例の一部改正を提案（平成30年4月1日施行）

[その他]
特になし

以 上